

特定技能外国人及び 外国人技能実習生 受け入れご案内資料



未来へはばたく安心と信頼のパートナー
ウイングスインターナショナル協同組合

ウイングスインターナショナル協同組合とは

協同組合とは

◆非営利目的

◆相互扶助(助け合い)

◆国からの許認可

主な事業

特定技能



技能
実習生



1. 創立15年以上

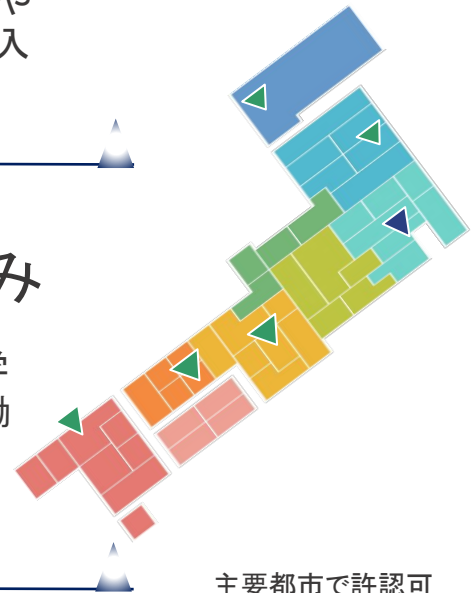
平成20年に名古屋で設立、平成30年10月に東京に事務所移転、相互扶助の精神のもと時代に合わせた中小企業様をサポートする共同精算・共同購買事業を多数展開しております。

2. 総組合員数200社以上

技能実習生受け入れの人材関連のご提案を続けることで、創立から順調に加入数を増やし、現在は200社を超える法人企業様に加入していただいております。

3. 全国主要都市認可済み

全国の都道府県地区と、警察庁・文部科学省・総務省・環境省・国土交通省・厚生労働省等から認可を得て活動しております。

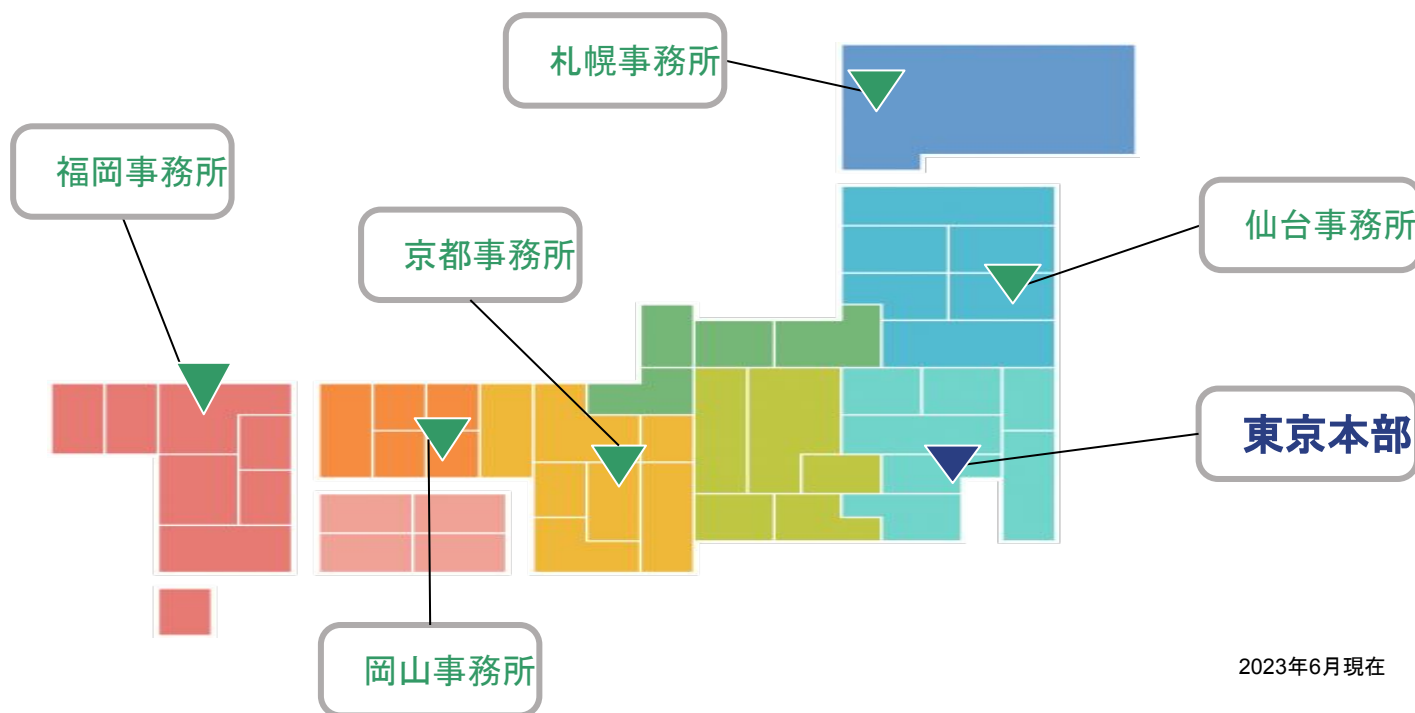


主要都市で許認可

拠点箇所



ウイングスインターナショナル協同組合は
全国主要都市で活動しています



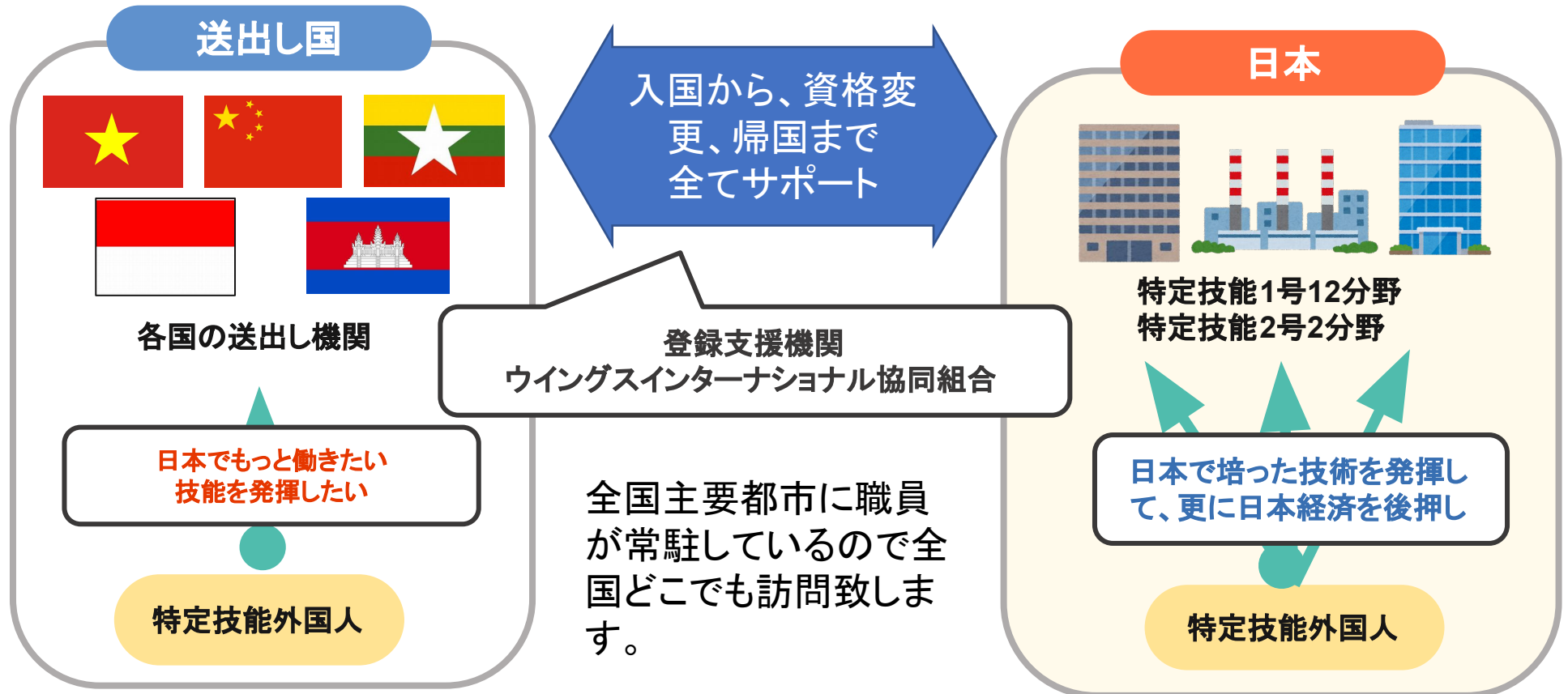
2023年6月現在

ウイングスインターナショナル協同組合は各地域に拠点があり、全国どこでも充実したサポートをご提供させていただきます。全拠点で特定技能の対応も可能です。

また、海外拠点も多数あり、あらゆる国でお客様をバックアップしてまいります。

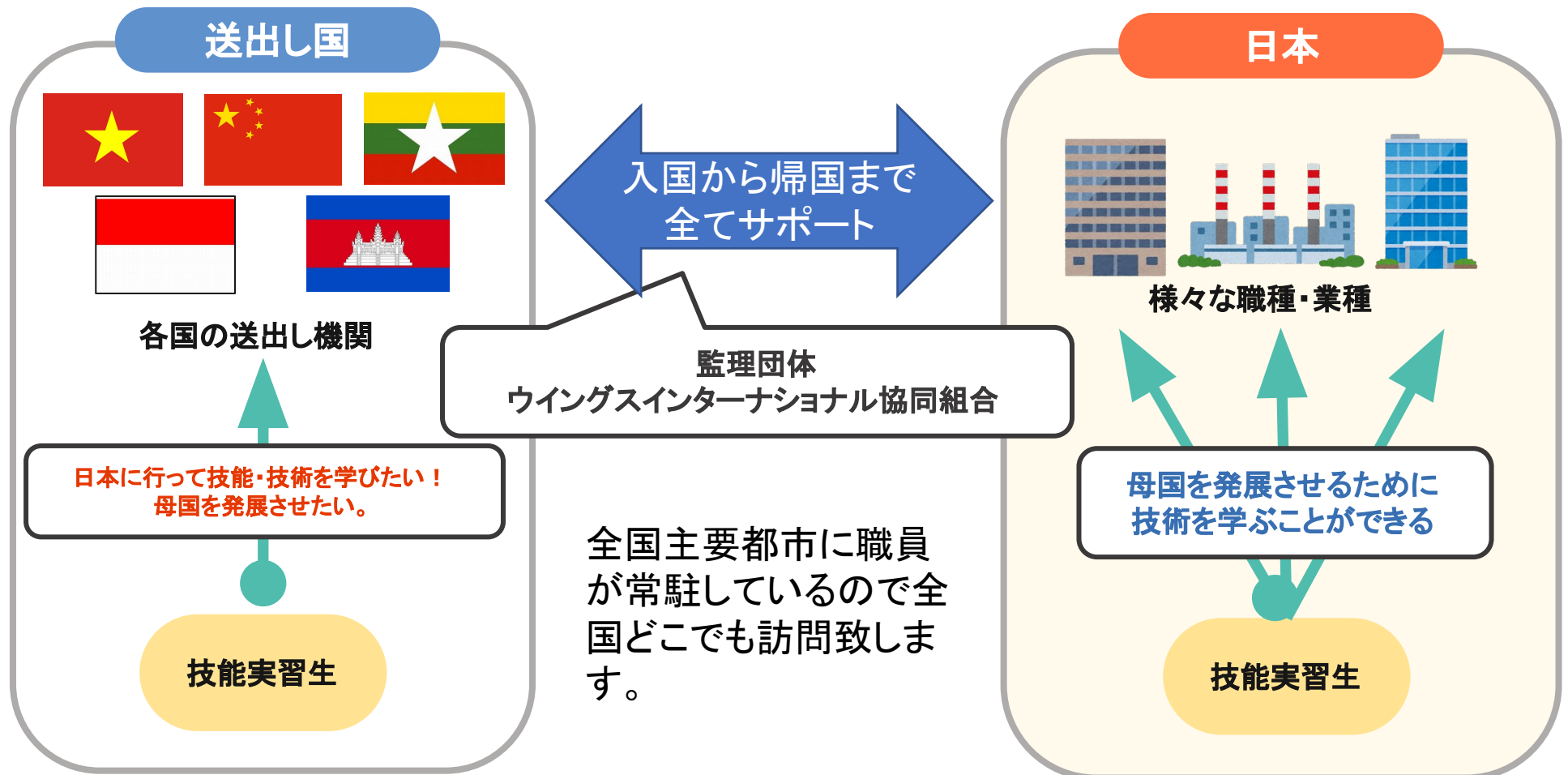
特定技能外国人制度とは

- 我が国経済の持続可能性を維持するための、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人**を受け入れていく仕組み（ビザの種類も異なります）
- 中国・ベトナム・カンボジア・インドネシア・ミャンマー国から受入が可能です。（制度上、他の国からも可能です）
- 資格の種類は、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります



外国人技能実習制度とは

- 我が国で培われた**技能・技術・知識**の開発途上地域等への**移転**を図り、その地域の経済発展を担う「**人づくり**」に寄与すること
- 中国・ベトナム・カンボジア・インドネシア・ミャンマー国から受入が可能です。



特定技能外国人と技能実習生の比較

	特定技能	技能実習生
	一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を雇用する制度	外国人に日本で技術を移転し、外国の発展に協力する制度
資格の種類	2種類(1号・2号)	3種類(1号・2号・3号)
日本語水準	JLPT N4合格 以上 または JFT A2以上 (※外国の特定技能試験に合格した外国人の場合)	JLPT N4以下の場合がほとんど
採用前資格試験の有無	技能・日本語能力の試験あり(※免除条件あり)	採用前の試験は無し
在留期間の上限	通算5年	通算5年(移行試験を2回合格が必要)
期間中の転職	転職可能	転職は不可能(転籍は可能・転籍先でも技能実習)
受け入れ人数の制限	常勤日本人と同数以下(無制限の職種もあり)	大幅な制限あり(最大で常勤日本人の10%)
当組合と企業の関係	特定技能外国人を雇用する企業を支援する	技能実習実施企業の監理・監査する
面接対象(技能水準)	国内 の2号、3号技能実習 満了見込み 者または、 外国で実施の特定技能試験に合格した外国人	出身母国在住 の技能実習生候補者
入管への登録義務	企業は入管に在留資格認定証明書の申請が必要	入管とのやり取りは組合が担当
住居	企業は住居確保の 支援が義務 (敷金・礼金は企業負担)	企業は機構の基準を満たす住居の 提供が義務 (家賃負担は1人あたり2万円が上限)
移行試験の回数	1号生は移行試験なしで5年間滞在可能(介護除く)	2号生移行、3号生移行時で各1回の計2回
対象職種	12分野(技能実習生より対象が狭いが、 逆に特定技能のみ受け入れ可能な分野もある)	87職種159作業 ※令和5年3月時点 (特定技能に移行できない職種・作業もある)
待遇	日本人正社員と同様	技能実習生としての待遇

特定技能外国人と技能実習生から移行の流れ

入国後1年未満

技能実習生1号生
として入国

2号移行試験合格(基礎級)



87業種
159作業

技能実習生として通
算最大5年

技能実習生2号に
移行(1年間)

技能実習生2号2
年目に移行

技能実習検定合格(専門級)

専門級合格後、帰国しても同職種なら、
特定技能を無試験で移行可能な
資格を得る
(日本語能力試験も免除)

技能実習生3号に
移行(この時、企
業移籍可能)

2年実習継続

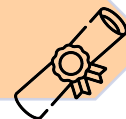
2号技能実習生満了者
OR
3号技能実習生満了者

12分野
の業種

特定技能1号生に
移行

5年継続

特定技能2号移行試験合格



特定技能外国人と
して通算最大5年

特定技能2号生に
移行

5年継続

永住権の権利発生
(10年以上在住につき)

特定技能外国人制度の12分野とは

特定産業分野	雇用形態	従事できる業務	試験の種類数(試験区分)
介護	直接	身体介護および付随する支援業務。訪問系サービス不可	1
ビルクリーニング	直接	建物内部の清掃業務	1
素形材・ 産業機械製造・ 電気・電子情報関連産業	直接	①機械金属加工 鋳造、ダイカスト、金属プレス加工、工場板金、鍛造、鉄工、機械加工、仕上げ、プラスチック成形、溶接、塗装、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装 ②電気電子機器組立て 機械加工、仕上げ、プラスチック成形、電気機器組立て、電子機器組立て、プリント配線板製造、機械検査、機械保全、工業包装 ③金属表面処理 めっき、アルミニウム陽極酸化処理	18
建設	直接	型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ／表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工	18
造船・ 船用工業	直接	溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て	6
自動車整備	直接	自動車の日常点検整備・定期点検整備・分解整備	1
航空	直接	空港グランドハンドリング (地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) と、航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)。	2
宿泊業	直接	フロント・企画・広報・接客・レストランサービス等の宿泊サービスの提供	1
農業	直接・派遣	耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	2
漁業	直接・派遣	漁業 (漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) 養殖業 (養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)	2
飲食料品 製造業	直接	飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	1
外食業	直接	外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	1

詳細は後述の法務省ガイドブック(p.8～9)で確認してください

特定技能外国人制度に移行できる業種とは？

スマホで見
れます！



法務省ガイドブックのp.8~9の見方

例：技能実習生が特定技能に移行できるパターン(作業)
農業・漁業の場合

要注目！

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
	ほたてがい・まがき養殖	

「分野(業務区分)」
に移行先が存在する！
※特定技能になれる！

例：技能実習生が特定技能に移行
出来ないパターン(作業)
その他の職種の場合

「分野(業務区分)」の移行先が**空欄！(灰色の行)**
※この作業は特定技能になれない！

7 その他(20職種37作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
家具製作	家具手加工	家具・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)
印刷	オフセット印刷	
	グラビア印刷	
製本	製本	
プラスチック成形	圧縮成形	プラスチック・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)
	射出成形	
	インフレーション成形	
	ブロー成形	
強化プラスチック成形	手積み積層成形	プラスチック・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)
塗装	建築塗装	
	金属塗装	建設(土木)

技能実習作業名

特定技能の移行可否

家具手加工・オフセット印刷・グラビア印刷・製本

移行不可❌

製本

移行不可❌

プラスチック・射出成形

移行可能! OK

プラスチック・手積み積層成形

移行不可❌



ウイングスインターナショナル協同組合を選ぶメリット

他組合と比較



ウイングスインターナショナル協同組合

◆ 監理スタッフや通訳が少ない

- ・緊急対応が必要な場合でも遠方だと翌日対応
- ・通訳がアルバイトで毎回、人が違う

◆ 許可地区が少ない

- ・全国規模の企業に対応できない
- ・東京と大阪で異なる組合になる場合がある
- ・受け入れ可能な職種が限定される

◆ 出来ない事が多い

- ・組合側で受け入れ可能な職種が限定される
- ・特定技能への移行が出来なかった

◆ 組合の実務経験が少ない

- ・企業の担当様が不安に感じるケースも

全て解決！

◎監理スタッフ・通訳の人数が多い

全国主要都市にオフィスがあり、監理スタッフが充実
インドネシア人・ベトナム人・中国人の通訳が社員として常駐。
深夜・緊急時すぐに駆けつけます！
ミャンマー、カンボジア等、多言語に対応可能

◎許可地区 全国主要都道府県を網羅

主要都市に工場や支社があっても対応可能です。
組合加入など各種手続きは一度で済みます。
また入国後の対応も主要都市で行っております。
主要都市以外の地区でも対応可能ですのでご相談ください

◎許可業種 許可、移行書類処理の経験が豊富

主要な技能実習生の受け入れ可能な職種・作業を担当可能です。
更に、対応業種、対応作業を今後も追加していきます。
技能実習生から特定技能外国人への移行も多数の実績があります。

◎実績豊かな登録支援機関・監理団体

外国人採用は、細かな専門的知識が求められ、
かつ手続きが非常に煩雑です。技能実習2号から移行の場合、
他の監理団体が教育支援してきた技能実習生に対して引き続き
登録支援機関として支援を行うのがもっとも安定しています。

上記のような可能性が考えられます。
※全てではありません。他に優良な組合もたくさんございます。

経験豊富なスタッフに
安心してサポートを任せられる。

入国までのスケジュール(技能実習生)

■ 各種書類・通訳・わからないことは全てサポートいたします。



期間の目安

2～3週間

実習生決定後
5～7ヶ月間

在留許可申請に時間がかかります。

入国

研修1ヶ月間

その後企業へ派遣いたします。

受入企業様

1

商談

外国人技能実習制度
についてご説明



3

評価・お申込み
組合加入手続き

必要書類を用意していただく
(謄本・税務書類など)



4

各国に面接・人材採用



在留資格が下りるまで5～7ヶ月お
待ちいただきます。
この期間、実習生は母国の日本語
学校で日本語の勉強をしています。

7

配属スタート

ウイングスインターナショナル協同 組合

2

お見積り作成

必要書類の準備



5

帰国後
入国に必要な書類作成・申請



6

在留資格認定後、送出し機関から実習生受入れ
空港お迎え→研修センターで研修スタート

研修センターから実習生または、
特定技能外国人派遣

送出し機関



各国の送出し機関

人材募集



面接

入国まで日本語教育

※当組合に未加入のお客様は別途加入手続きをしていただく必要があります。

入国後講習について

- 弊組合では東京・大阪・福岡の3ヶ所に研修センターがございます。第1号の技能実習生は、日本語、生活一般に関する知識の科目について、1ヶ月間入国後講習を行う必要があります。



日本語

※企業様に派遣後、困らないよう日本での円滑な技能の修得に資する知識の教育
業務で使う専門用語や地方の方言など教科書で習得するのは難しい実践的な日本語を中心に学びます。

日本での生活一般に関する知識

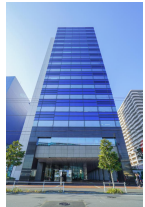
※あいさつ・ゴミの分別・買い物の方法・日本の物価・喫煙・騒音など幅広く、近隣住民に迷惑をかけないように教育

入管法、労働基準法等の法的保護に必要な情報

※専門知識のある外部講師（警察・消防・弁護士・社労士・行政書士など）を招き消火器訓練などの体験も交えながら教育

外国人技能実習機構(OTIT)

■技能実習機構や当組合外部監査人のご紹介

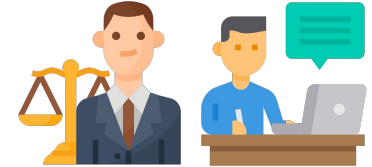


技能実習機構
OTIT



ウイングスインターナショナル
協同組合

機構や外部監査人にいつも
見守られています。



弁護士・社労士



企業様から預かった技能実習計画などは
一度機構に提出します。入管に提出する
前の書類審査を機構が行います。

定期的に当組合の監査にお越しいた
だき書類チェックを行います。

法律に基づき適正な実施及び技能実
習生の保護が行えているか、弁護士
・社労士・行政書士の先生に確認して
頂いております。

技能実習機構(OTIT)とは？



法務省及び厚生労働省が所管する認可法人

技能実習法に基づいて、法務省や厚生労働省はもとより、
幅広い関係行政機関と連携し、新制度の運営における中
核的な役割を担っています。

技能実習生が低賃金で酷使される事態の有無など、労働
関係法令の違反や人権侵害を改善するため監理団体や
実習実施者のチェックを行います。

制度を適正に実施できているか、
監理団体も監査を受けます。
企業様は安心して当組合をお使い
いただけます。



組合の概要

ウイングスインターナショナル協同組合(ウイングス協同組合)

- 所在地【東京本部】
 - 〒105-0003 東京都港区西新橋 3-5-1 橋場ビル5F
 - TEL 03-6402-5705
 - FAX 03-6402-5706
- 代表理事
 - 畑昌好
- 法人番号
 - 2180005010966
- 設立
 - 平成15年10月5日
- URL
 - <https://wings-kumiai.jp/>
- メールアドレス
 - info@wings-kumiai.jp
- 事業区域
 - 日本全国

事業内容

- 技能実習生受入監理事業(一般監理事業)
- 特定技能生受入れ登録支援機関事業

許認可情報

- 登録支援機関
 - 19登-002853
 - 一般監理事業
 - 許1806000001
 - 有料職業紹介事業許可番号
-
- 許可省庁
 - 国土交通省
 - 厚生労働省
 - 農林水産省
 - 経済産業省
 - 出入国管理庁
 - 中小企業庁